多久市からのお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問 佐賀年金事務所 ☎31－4191
市民生活課 保険年金係 ☎75－2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除として、その年の課税所得から控除できます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料です。（過去の保険料を支払った分も含まれます）また、ご家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。今年中支払い分は、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

証明書はいつ送付されるの？

①令和3年1月1日から9月30日までの間に支払った人
↓令和3年10月25日～

②令和3年10月1日から12月31日までの間に支払った人（①を除く）
↓令和4年2月～

多久市からのお知らせ

防火チラシを配布します

問 防災安全課 消防防災係 ☎75－2181
多久消防署 ☎75－2191

多久ロータリークラブから火災予防運動の一環として、防火チラシを寄贈いただきました。消防団から各家庭に配布されますので、ご自宅の壁や冷蔵庫など、よく目につくところに貼り付けておき、火災予防に努めましょう。

多久市からのお知らせ

多久都市計画区域マスタープランの変更（案）の縦覧を行います

問 佐賀県まちづくり課 ☎25－7159
都市計画課 都市計画係 ☎75－4827

多久都市計画区域マスタープランに係る変更の都市計画案を作成しましたので、都市計画法の規定に基づき、縦覧を行います。

案に対して、縦覧期間満了までに意見書を提出することができます。

■計画案の縦覧期間
12月7日㈫～12月21日㈫
（土・日曜日、祝日を除く）
8時30分～17時15分

■閲覧場所
佐賀県まちづくり課、佐賀土木事務所、多久市都市計画課

■意見書提出先・提出期限
〒840－8570
佐賀市城内1丁目1－59
佐賀県まちづくり課へ郵送または持参で12月21日㈫17時15分までに提出してください
※必着